

知名町道路占用規則

(趣旨)

第1条 この規則は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）道路法施行令（昭和27年政令第479号）及び道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）に定めがあるもののほか、道路（法第16条の規定により町長又は町が管理する町道をいう。以下同じ。）の占用に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 道路の占用の許可（法第35条の規定による協議を含む。以下同じ。）を受けようとする者及び道路の占用の許可に係る事項の変更の許可を受けようとする道路占用者は、道路占用許可申請（協議）書（道路法施行規則別記様式第五）を町長に提出しなければならない。

2 道路占用者は、道路の占用の許可に係る期間の更新の許可をうけようとするときは、当該期間満了の日の20日前までに、道路占用許可申請（協議）書を町長に提出しなければならない。

3 道路占用許可申請（協議）書（道路の占用の許可に係る期間の更新に係るものを除く。）には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類として、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、道路の占用が道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのないものであるときは、第2号に規定する書類の添付を省略することができる。

(1) 占用の場所の付近の見取図並びに占用の場所の平面図、断面図及び実測求積図

(2) 道路を占用する工作物、物件若しくは施設及び占用に関する工事の設計書又は仕様書

(3) 利害関係人があるときは、その同意書

(4) 数人が共同で占用するときは、代表者について、その権限を証する委任状

(5) 第4条第1項の管理者の承諾書

(6) 他の法令の規定により行政庁の許可、認可等を要する行為又は工作物、物件若しくは施設に係るものにあつては、その許可、認可等があつたことを証する書類

(7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(許可書等の交付)

第3条 道路の占用の許可（変更の許可及び期間の更新の許可を含む。以下「占用許可」という。）は、道路占用（変更・期間更新）許可（回答）書（別記第1号様式）道路占用許可証（別記第2号様式）及び工事を伴う道路の占用にあつては道路占用許可標札（別記第3号様式）を交付して

行う。ただし、占有物件の種類により道路占有許可証の交付は、省略することができる。

(占有物件の管理者の選任等)

第4条 町内に住所又は事務所を有しない者は、占有許可を受けようとするときは、占有物件を常時維持管理させるため、町内に住所又は事務所を有する者のうちから占有物件の管理者を選任しなければならない。

2 道路占有者は、前項の管理者を変更したときは、直ちに、道路占有物件管理者変更届（別記第4号様式）を町長に提出しなければならない。

(許可証等の掲示)

第5条 道路占有者は、道路占有許可証又は道路占有許可標札の交付を受けたときは、占有物件又は占有現場の見やすい箇所にこれらを掲示しておかななければならない。

(工事の届出)

第6条 道路占有者は、道路の占有に関する工事に着手しようとするときは、その工事に着手する日の3日前（その工事のため道路の通行の禁止又は制限を要する場合にあっては、7日前）までに、道路占有工事着手届（別記第5号様式）を町長に提出しなければならない。

2 道路占有者は、前項の工事が完成したときは、直ちに、道路占有工事竣工届（別記第6号様式）を町長に提出しなければならない。

(占有権の承継の届出等)

第7条 道路の占有の権利義務を承継した者は、直ちに、道路占有承継届（別記第7号様式）を町長に提出しなければならない。

第8条 道路占有者又は第4条第1項の管理者は、その住所又は所在地を変更したときは、直ちに、道路占有者（管理者）住所変更届（別記第8号様式）を町長に提出しなければならない。

(占有の廃止の届出)

第9条 道路占有者は、道路の占有の期間が満了したとき、又は道路の占有を廃止したときは、道路占有廃止届（別記第9号様式）を町長に提出しなければならない。この場合において、道路の現状回復の工事を要するものについては、第6条の規定を準用する。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に許可を受けて占有している者は、この規則により許可を受けたものとみなす。

別記

第1号様式（第3条関係）

第2号様式（第3条関係）

第3号様式（第3条関係）

第4号様式（第4条関係）

第5号様式（第6条関係）

第6号様式（第6条関係）

第7号様式（第7条関係）

第8号様式（第8条関係）

第9号様式（第9条関係）

参考

様式第五（第2条の1関係）